特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湖西市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県湖西市長

公表日

令和4年5月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種事業に関する事務					
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ・予防接種の実施に関する事務 ・給付の支給に関する事務					
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、団体統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル	A 名					
予防接種事業ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二 16の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 1. 番号法別表第二 16の2、17、18、19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉部子ども家庭課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	郵便番号431-0442 静岡県湖西市古見1044 湖西市健康福祉センター 健康福祉部子ども家庭課					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	郵便番号431-0442 静岡県湖西市古見1044 湖西市健康福祉センター 健康福祉部子ども家庭課					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年3月10日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年3月10日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・3	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査									
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている					

変更箇所

変更箇	У Т				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年09月27日	I 関連情報 4. 情報ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	- 番号法第19条第7号及び別表第二 (情報提供の根拠) - 該当なし (※予防接種事業に関する事務において情報 提供ネットワークシステムによる情報提供は行 わない。) (別表第二における情報照会の根拠) 1. 番号法別表第二の17, 18, 19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 粉省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年内閣府・終務省令第7号)第13条	・番号法第19条第7号及び別表第二 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二 16の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 1. 番号法別表第二 16の2、17、18、19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条	事後	
平成29年12月07日	所属長	健康増進課長 白井 英志	健康増進課長 和久田 勝也	事後	
平成29年12月07日	I 関連情報 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、中間サーバ、団体統合宛 名システム	事後	
平成29年12月07日	IIしきい値判断項目 3. 重大 事故	発生なし	発生あり	事後	
平成30年04月13日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	和久田 勝也	村田 義治	事後	
平成30年04月13日	IIしきい値判断項目3. 重大 事故	1)発生あり	2) 発生なし	事後	
平成31年4月1日	国連情報 「関連情報」 「京価実績機関における担当部署」 「前番署」	健康福祉部 健康增進課	健康福祉部 子育て支援課	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実績機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 村田 義治	課長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康増進課	子育て支援課	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイ ルの取扱いに関する問 合せ 連絡先	健康増進課	子育て支援課	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	_	《新設》	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	子育て支援課	子ども家庭課	事後	
令和4年3月10日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号及び別表第二	・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	号ズレは9月1日施行の法改 正に伴うもの